

# 就学支援金制度について

ご家庭の経済的負担を軽減すべく、国より学費の一部が支援されます。

保護者の納税額により支給の可否があり、申請が必要です。

受給資格が認定された場合、授業料相当額が支援されます。(※貸与型の奨学金ではありませんので、返済は不要です。)

制度名称:高等学校等就学支援金

対象生徒:保護者の市町村民税所得割額が30万4,200円未満の世帯の生徒

支援金額:授業料の月額相当額(授業料以外の経費は本制度対象外)

支援方法:県が代理受領 [生徒・保護者に直接金銭等の支給はありません]

申請時期:入学時及び6月頃(下記参照)

就学支援金の継続・新規申請手続きのお知らせ

7月分から翌年6月分までの就学支援金を決定するために、次の書類を必ず提出してください。

前回手続きにより今年6月まで就学支援金を受給している方→(1)をご確認ください

前回手続きで 就学支援金の支給対象とはならなかった方→(2)をご確認ください

就学支援金を受給している方へは支給決定通知書が送付されています。(2・3年生は昨年9月頃、1年生は今年の6月中旬)

## (1)【就学支援金「認定者」】

今年6月分までの就学支援金が支給されている方が対象です。

### ① 様式第1号「高等学校等就学支援金」

収入状況届出書(2回目以降)に☑のうえ提出

※別紙“記入上の注意”をよくお読みください。課税証明書等の添付書類が必要です。源泉徴収票では確認ができたいため、受け付けておりません。

参照記入例:〈収入状況届出書の記入例〉

## (2)【就学支援金「不認定者」】又は【申請しない旨の届出をした方】

今年6月分までの就学支援金が支給されていない方が対象です。

今年7月分から就学支援金の受給申請をされる場合は、次のとおりです。

### 【準備】

親権者の「市町村民税所得割額」の合計が304,200円を超えるかどうかの確認をしてください。

通常、毎年6月に発行される市町村民税の税額決定通知書・納税通知書で確認できます。

また、サラリーマンの方で勤務先以外からの収入がない方は、毎年5~6月に勤務先から配付される市町村民税の税額通知書で確認できます。

上記通知書が用意できない方は、市町村の窓口で発行される課税証明書でも確認することができます。

これらの書類は、申請時に添付していただくことになります。

#### 【提出する書類】

上記確認後、下記①又は②を提出してください。

提出後の審査結果につきましては、9月頃にお知らせします。

親権者の「市町村民税所得割額」の合計が 304,200 円未満→①をご確認ください

親権者の「市町村民税所得割額」の合計が 304,200 円以上→②をご確認ください

<親権者の「市町村民税所得割額」の合計が 304,200 円未満の場合>

① イ. 様式第1号「高等学校等就学支援金」

受給資格認定申請書（初回時）にのうえ提出

ロ. 上記“市町村民税所得割額”が確認できる書類

（ただし、審査の結果、不認定となり授業料を納めていただく場合もあります。）

参考記入例：〈受給資格認定申請書の記入例〉

<親権者の「市町村民税所得割額」の合計が 304,200 円以上の場合>

② 「高等学校等就学支援金の申請をしない旨の届出書」

（授業料を納めていただくことになります。）